

自転車指導啓発重点地区・路線（千葉西警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- 右側通行をする
- スマホやイヤホンのながら運転



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車事故発生状況（R3～R7）

区分	千葉西警察署管内	
		重点地区
発生件数	874	50

(件)



【重点地区】 高洲地区

➤ 選定理由

JR稲毛海岸駅周辺であり、住宅や学校等が集中しており、通勤・通学の自転車利用者が多数通行し、事故の危険性が高いため。

重点地区



地図調整

©株式会社パスコ

©ジオテクノロジーズ株式会社

自転車指導啓発重点地区・路線（千葉西警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- 右側通行をする
- スマホやイヤホンのながら運転



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車事故発生状況（R3～R7）

区分	千葉西警察署管内	
		重点地区
発生件数	874	35

(件)

【重点地区】 小仲台地区

➢ 選定理由

J R 稲毛駅周辺であり、付近は商店街及び学校が集中しており、通勤・通学・買物等による自転車利用者が多数通行し、事故の危険性が高いため。



重点地区

地図調整

c 株式会社パスコ

c ジオテクノロジーズ株式会社

自転車指導啓発重点地区・路線（千葉西警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- 右側通行をする
- スマホやイヤホンのながら運転



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

自転車事故発生状況（R3～R7）		
区分	千葉西警察署管内	
		重点地区
発生件数	874	40
	(件)	



【重点地区】 ひび野地区

➤ 選定理由

JR 海浜幕張駅前であり、通勤・通学の自転車利用者が多数通行し、自転車マナーに関する要望が多数寄せられているため。

重点地区

地図調整

c 株式会社パスコ

c ジオテクノロジー株式会社

自転車指導啓発重点地区・路線（千葉西警察署）

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道通行
- 歩道通行における通行方法



【重点路線】 市道（幕張本郷駅付近）

➤ 選定理由

駅前であり、通勤・通学の自転車利用者が多数通行し、自転車マナーに関する要望が多く寄せられているため。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



重点路線

地図調整 c株式会社パスコ
cジオテクノロジーズ株式会社

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

自転車事故発生状況（R3～R7）

区分	千葉西警察署管内	
		重点路線
発生件数	874	0

(件)